

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	自立支援医療関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、自立支援医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

静岡県磐田市長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療関係事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、自立支援医療(更生医療)について、申請・決定・異動処理や各種通知書・券の発行などの対象者管理、対象者の実績管理、福祉行政報告例などの統計作成を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①自立支援医療費の申請受理(障害者総合支援法第53条)            ②自立支援医療費の支給認定(障害者総合支援法第54条、第58条)            ③自立支援医療費の支給認定の変更(障害者総合支援法第7条、第56条)            ④自立支援医療費の支給認定の申請内容変更(障害者総合支援法第75条)            ⑤自立支援医療費の支給認定の取消し(障害者総合支援法第57条第1項)            ⑥自立支援医療費の支給(障害者総合支援法第58条)            ⑦自立支援医療費等の審査及び支払(障害者総合支援法第73条)            ⑧指定自立支援医療機関の選定(障害者総合支援法第54条第2項)            ⑨医療受給者証の交付・再交付(障害者総合支援法第54条第3項)            ⑩医療受給者証の返還請求(障害者総合支援法第57条第2項)            ⑪他の法令による給付との調整(障害者総合支援法第7条)</p>
③システムの名称	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院公費)システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が含まれる項 144、145、146の項</p> <p>2 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第146条、第147条、第148条</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)が「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項</p> <p>2 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条、第163</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉相談課
②所属長の役職名	福祉相談課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 福祉相談課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ O ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員(会計年度職員等を含む)を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようになっている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。		

